

平成30年度実施施策に係る政策評価書

施策名	I. 原子力規制行政に対する信頼の確保					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018	政策評価実施予定時期	2019年8月		
施策の概要	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の不断の見直し・改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018				
達成すべき目標	1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 2. 組織体制及び運営の継続的改善 3. 国際社会との連携					担当部局・作成責任者名	長官官房 児嶋 洋平 総務課長、村山 綾介 監査・業務改善統括調整官、 関 雅之 広報室長、一井 直人 国際室長、今井 俊博 情報システム室長 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること										
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度					令和元年度	
	当初予算(a)	1,243	1,192	921	940					1,165	
	補正予算(b)	-	-	-	-	-					
	繰越し等(c)	-	-	-	-	-					
	合計(a+b+c)	0	940	921	940	1,165					
執行額(百万円)	940	956	791	739							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 ----- 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
1	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号: I.1.1】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。			A
2	ホームページの利用のしやすさ 【PDCA管理番号: I.1.1】	- (-)	A*	A*	A*	A*	A*	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。			A
定性指標	年次報告内の 実績記載状況	施策の進捗状況の評価								達成	
3	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 【PDCA管理番号: I.1.1.①】	第1章第1節 1項	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会では、年度を通じて、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。 行動規範等を厳格に運用することにより、中立性を確保した。 原子力規制委員会、審議会、検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録や資料の公開、更に原子力規制委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談の議事要旨及び面談に使用した資料を公開する等により、透明性を確保した。 開示請求により開示決定をした原子力規制に関する行政文書の原子力規制委員会ホームページ上への公開を適切に行った。また、これまでホームページに掲載した文書を分野別に閲覧できるようにホームページを整備した。 								A

4	国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実【PDCA管理番号: I.1.2.①】	第1章第1節 2項(1)	・「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について」の基本方針に基づき、委員長・委員と現場視察及び地元関係者による意見交換を実施し、長官や次長等も地方公共団体の首長等と面会を行った。さらに、リアルタイム線量測定システムの配置見直しに関する住民説明会の開催や、自治体等からの要望に応じて審査結果の説明等を行った。	A
5	情報管理システムの整備に向けた取組【PDCA管理番号: I.1.2.②】	第1章第1節 2項(3)	・平成30年度は、原子力規制委員会を取り巻く環境の変化や最新の技術動向等を踏まえ要件を見直し、調達仕様書案を決定するとともに、アーカイブ対象であるホームページのコンテンツの分類見直し及びマネジメントシステム関連文書の体系化と一体的に取り組む必要性を考慮し、システム整備に向けた年度計画を改定した。 ・要件の見直しにより検討範囲が広がり、調達仕様書案の作成に時間を要したため、今年度内に予定していた業者選定を延期した。	B
6	原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化【PDCA管理番号: I.1.2.③】	第1章第1節 2項(4)	・当日の原子力規制委員会の議論の概要をTwitterで配信する取組に加えて、議事録や会議資料を検索する際の利便性を向上させるため、原子力規制委員会ホームページ上に各議題の結果概要を掲載する取組を開始した。また、行政事業レビュー等での指摘を受け、ホームページの検索性の向上や情報管理共通基盤(日本版ADAMS)の開発・導入に係る企画立案を行うため、「ホームページ改善・日本版ADAMS導入検討チーム」を設置し、階層構造や情報整理の見直しに着手した。	A
7	被規制者とのコミュニケーションの充実【PDCA管理番号: I.1.2.④】	第1章第1節 2項(2)	・平成30年度第13回原子力規制委員会(平成30年6月6日)において、審査の透明性向上に向けた対応策について議論し、公開の会合に先立って実施する事務局ヒアリングについて、許可及び認可に係る審査の取扱いを整理し、透明性の一層の向上のための改善を行うこととした。 (許認可に係る審査の対応状況の詳細は、以下に記載) (原子力規制企画課、実用炉審査部門、研究炉等審査部門、核燃料審査部門、地震・津波審査部門、検査監督総括課、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門、専門検査部門) ・被規制者から受けた説明の内容及び規制庁から指摘した事項について適切に反映した面談録を原則1週間以内に公開したが、出張先の面談や参加者が多く確認に時間を要する面談等については、一部1週間を超過することがあった。 (原子力規制企画課、実用炉審査部門、研究炉審査部門、核燃料審査部門、地震・津波審査部門、検査監督総括課) ・新規制基準適合性審査に係る審査会合や各種検討チームの議事録について、速記録を受領したのち担当者に確認を行い、可能な限り速やかに公開した。また、核燃料施設等の設置許可の審査に加えて、設工認及び保安規定の審査についても、審査会合の場で議論することにした。ただし、本来、審査会合で行うべき審査に係る説明を面談において求めたことがあり、原子力規制委員会での指摘を受け、速やかに改善を施したところ。 (検査監督総括課、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門、緊急事案対策室) ・新検査制度の内容及び充実したものとなるように、透明性を確保しつつ、検査現場での主体となる被規制者や検査官とのコミュニケーションをより一層充実させ、試運用を段階的に実施するなど、新検査制度の施行に向けた準備等を進めた。 ・情報のフリーアクセスを活用する新検査制度を見据え、現地検査官による被規制者の会議への積極的な陪席及びそこで得られた情報のTV会議による本庁との共有等、コミュニケーションを充実・強化した。 ・事故・トラブル事象への対応の一環として平成30年度より行うこととした公開会合を5回開催し、事業者との間での情報共有や議論を行った。 (原子力規制企画課) ・委員と地元関係者との意見交換については、調整を進め5月に泊発電所の視察、6月に高速増殖原型炉もんじゅの視察及び地元との意見交換、10月に川内原子力発電所の視察及び関係自治体等との意見交換、12月にJAEA原科研、大洗研の視察を実施した。 ・CNOとの意見交換については、事業者の意向を踏まえ、議題及び開催時期の調整を図った上で、適切に会合を開催した。	A

8	改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善 【PDCA管理番号: I.2.1.①】	第1章第2節 1項	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化を含むマネジメントシステムに関するe-ラーニング研修資料の作成・実施を行った。 安全文化に関する研修の受講率・ワークショップの参加率を向上させた。 マニュアルを含む現存のマネジメントシステム関連文書の体系的・階層的な整理のプロトタイプを作成した。 内部監査については、4部署1テーマについて実施し、情報共有空間の利用・管理に関する体制及びルール整備等の改善につながる勧告・提言を行った。 	A
9	IRRSで明らかになった課題に的確に対応 【PDCA管理番号: I.2.2.①】	第1章第2節 2項	<ul style="list-style-type: none"> IRRSの受入れを経て明らかになった課題への対応の進捗状況ととりまとめ、炉安審・燃安審に報告し、評価・助言を得るとともに、準備会合開催に先立ち、対応方針案を整理し、規制委員会に諮るなど、計画通りに進捗した。また、IRRSの勧告・提言及び原子力規制委員会が策定した行動計画ごとに対応状況及び対応方針を再整理し、フォローアップミッション事前提出資料の作成等にも計画通り着手した。関係機関と連携し、放射性物質輸送規制に係る潜在的評価範囲を特定し、自己評価実施のための体制を整備するとともに、IAEAが提供するワークショップを受け入れ、IAEA安全基準等に係る理解増進を図るなど、計画通りに準備を進めた。IAEAとの調整を経て、フォローアップミッション準備会合は、次年度に開催することとなったが、関連会合の調整については円滑に実施した。 	A
10	国際機関との連携及び国際社会への貢献 【PDCA管理番号: I.3.1.①】	第1章第3節 1項(1)	<ul style="list-style-type: none"> 委員会・庁全体での国際業務への対処を強化するべく、委員長・委員・庁幹部と相談しつつ、国際会議等の結果報告や主要案件一覧表の更新・共有など庁内の情報共有の徹底、そのために必要な業務管理要領やマニュアル等の整備を進めた。これにより、国際会議や国際案件への適切な体制構築・参画の確保、庁全体で連携して国際業務に取り組む機運の醸成や理解の増進、業務効率の向上や連絡調整ミスの防止を図った。 IAEAやOECD/NEA等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、我が国の知見経験の国際社会への共有を図るとともに、任意拠出金事業を実施し、得られた成果を我が国国内の原子力規制の向上に活かした。 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約検討会合に、田中委員を含む16名と過去最大規模で参加し、レビューに適切に対応したほか、国別グループ役員として副議長を務めるなどの貢献を果たした。 原子力の安全に関する条約のレビュープロセスへの貢献を果たすため、国別グループ議長としてコーディネーターを獲得した。 米国NRC、フランスASN、英国ONR等との間で二国間会合を実施し、委員長・委員、庁幹部、関係職員が参加して、積極的かつ時宜に即した技術的・制度的な情報・意見交換を実施した。 多国間では、例年に続きINRA、WENRA、TRMの枠組みに参加して連携を深めたほか、主要各国規制機関の幹部を招き、東京電力福島第一原子力発電所視察を実施するなどの発信も強化した。 原子力規制国際アドバイザーを新たに2名(アンディ・ホール氏、ダナ・ドラヴォバ氏)迎え、海外の知識に富む有識者から我が国の原子力規制活動について幅広く意見交換を行うなど、我が国の原子力安全に係る海外の知見を積極的に取り入れた。 	A
11	国際人材の確保及び育成に係る取組 【PDCA管理番号: I.3.1.②】	第1章第3節 1項(2)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月の原子力安全条約検討会合に向けて、人事課と連携の上、中堅・若手職員の国際経験醸成の観点、長期的、継続的な国際人材としての活躍をにらみ、中堅・若手職員の同検討会合への役員としての推薦を実施した。 IAEAやOECD/NEAなどの国際機関に4名、米国NRCに3名の職員派遣、仏IRSN、スイスENSIからの研修員を受け入れるなど、国際機関や諸外国規制機関と協力して、国際人材の育成を図った。 	A

目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	相当程度進展あり(B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため (全11件中S:0件 A:10件 B:1件 C:0件)
評価・分析	<p>(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保) ・審査の透明性向上に向けた対応策について議論するなど、審査プロセスにおける事務局ヒアリングについて、透明性の一層の向上のための改善等が図られた。これらにより、「組織理念」、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に照らし、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性は、原子力規制委員会及び原子力規制庁において健全に保たれていると認識。</p> <p>(組織体制及び運営の継続的改善) ・統合マネジメントシステムの構築については、改善ロードマップに基づいて取組むなど、一定の改善が進んでいる。これらにより、「原子力規制委員会マネジメント規程」及び「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」に基づく組織運営の改善を着実に推進していると認識。</p> <p>(国際社会との連携) ・IRRS において明らかになった課題を踏まえ、国際ピア・レビューに貢献できる人材として、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。また、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組んだ。これらにより、国際社会との連携に適切に対応していると認識。</p>			
今後の取組の方向性	<p>(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保) 透明性の一層の向上のための改善等が図られた。これらにより、「組織理念」、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に照らし、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性は、原子力規制委員会及び原子力規制庁において健全に保たれていると認識。 引き続き、委員長・委員にとどまらず、様々なレベルでコミュニケーションに関する取組を行っていく。</p> <p>(組織体制及び運営の継続的改善) 統合マネジメントシステムの構築については、引き続き、原子力規制委員会の業務マニュアル類を体系的に整理し、オンライン一元化、マネジメント規程を補完する文書等の整備を進める。 また、文書管理及び電子文書の体系化を一体的に進めるとともに、ホームページのリニューアルを進める。</p> <p>(国際社会との連携) 国際社会との連携については、国際ピア・レビューに貢献できる人材として、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。また、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。</p>			

平成30年度実施施策に係る政策評価書

施策名	Ⅱ. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施						施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018	政策評価実施予 定時期	2019年8月	
施策の概要	原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。						目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018			
達成すべき目標	1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善 2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携 4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善 5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施						担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 大熊 一寛 放射線防護企画課長、有賀 理 保障措置室長、 児嶋 洋平 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、宮本 久 安全規制管理(放射線規制担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							担当部局・作成責任者名	原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長、 田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、 小野 祐二 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、 長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、 大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、 古金谷 敏之 検査監督総括課長、 武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、 門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、 杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)		
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					
	当初予算(a)	625	536	686	708	859					
	補正予算(b)	▲ 1	-	-	-	-					
	繰越し等(c)	8	-	▲ 2	-	291					
	合計(a+b+c)	632	536	684	708	1,150					
執行額(百万円)	437	438	554	633							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
1	原子力災害対策特別措置法 第10条による通報件数 【PDCA管理番号:Ⅱ.6】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A		
			0件	0件	0件	0件	0件				
2	原子力災害対策特別措置法 第15条による報告件数 【PDCA管理番号:Ⅱ.6】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件		A		
			0件	0件	0件	0件	0件				
3	公衆の被ばく、環境の汚染 のおそれがある放射性物質 の放出の件数 【PDCA管理番号:Ⅱ.6】	- (-)	0件	0件	0件	0件	0件		A		
			0件	0件	0件	0件	0件				

定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価	達成
4 法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討 【PDCA管理番号：II.1.1.①】	第2章第1節 1項①	<p>(原子力規制企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年12月に公布された廃止措置実施方針に係る関係法令及び運用ガイドが平成30年10月1日に施行されたことを踏まえ、原子力事業者等からの相談対応等をきめ細かく行うとともに、国民への情報提供の一層の向上のため、原子力事業者等による廃止措置実施方針の公表状況に関する情報を原子力規制委員会のホームページに掲載した。 <p>(核燃料施設審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月に改正法第2条が施行され、第一種廃棄物埋設事業者は第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けずに第二種廃棄物埋設を実施できること、第一種廃棄物埋設又は基準を超える第二種廃棄物埋設の事業のための坑道の閉鎖について、坑道の埋戻しその他の措置に関する計画を定めること、及び指定廃棄物埋設区域に関すること等が規定されたことに伴い関連する規制等の整備を行った。 平成30年10月に、第二種廃棄物埋設及びクリアランス制度に係る規制基準等の見直しに向けた事業者との意見交換を実施した。 <p>(検査監督総括課、実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門、専門検査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討チーム等における検査制度の詳細検討については、検討の進捗に応じて随時検討チーム会合(3回)、ワーキンググループ(9回)を開催し、運用の準備に当たり優先度の高いものから継続的な検討を行った。 試運用の準備の段取りに併せ、順次必要な文書を整備、公開し、平成30年10月からの試運用第一フェーズで精査を進めた。 今後の新しい検査官教育プログラム開始に向け検査グループ各職員や原子力安全人材育センターと研修カリキュラム検討等を実施中。 	A
5 被規制者との安全性向上に係る意見交換 【PDCA管理番号：II.1.1.②】	第2章第1節 1項②	<p>(原子力規制企画課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 経営責任者(CEO)との意見交換については、現在4巡目に入っているものの、時機をとらえた活発な意見交換が行われており、定期的に意見交換の場を設けることで本意見交換実施前よりも円滑なコミュニケーションにつながっている。 原子力部門の責任者(CNO)との意見交換については、本年度内に2回実施し、原子力を取り巻く課題について被規制者と意見交換した。また、担当者レベルで具体性のある議論を行うべく、担当者レベルでの技術的意見交換の場を設置し、その最初の取組として、蒸気ボイドによる余熱除去系(RHR)ポンプの機能喪失問題について事業者の検討状況を把握した。この状況を原子力規制委員会に報告し、今後、事業者が計画に沿って検討を進め、対策を実行していること確認することとした。 委員による現場視察及び地元関係者との意見交換については、5月に泊発電所の視察、6月に高速増殖原型炉もんじゅの視察及び地元関係者との意見交換、10月に川内原子力発電所の視察及び地元関係者等との意見交換、12月にJAEA原子力科学研究所、大洗研究所の視察を実施した。また来年度4月に伊方発電所の視察及び関係自治体等との意見交換を開催予定としている。 	A
6 実用発電用原子炉に係る新規基準適合性審査・検査の実施 【PDCA管理番号：II.2.1.①】	第2章第2節 1項①	<p>(実用炉審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新基準適合性審査の進捗や論点を第2回(平成30年4月11日)及び第37回(平成30年10月24日)原子力規制委員会において報告した。 事業者からの申請に基づき、現地確認、審査会合及びヒアリングを実施し、新基準への適合性について厳正かつ適切に審査を進めた。 審査の進捗や事業者の対応状況を踏まえて、審査体制を見直した。具体的には、東海第二発電所に係る審査の終了後、審査チームの再編成を行うなどの見直しを行った。 工事計画認可などの後段規制においても早い段階から重要な技術的論点を整理し審査会合で審議した。 行政手続法により実施することとされているものではないが、審査の内容及び結果をまとめた審査書(案)に対する科学的・技術的意見を広く一般から募集し、頂いたご意見に対する考え方をまとめるとともに、そのご意見を踏まえて審査書(案)に必要な修正を行うなど、審査書の更なる改善・充実に努めた。 複数の申請で類似の審査案件がある場合に、プラントごとではなく案件ごとに分担して審査を行うなど効率的に審査を行った。 これまでの審査知見を踏まえ、火災対策に係る規制要求の明確化のため、火災感知器の設置要件に係る火災防護基準の一部改正を関係部署と連携し進めた。 <p>(地震・津波審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告し、厳正かつ適切に審査を実施した。 発電所ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めると適切に対応した。 <p>(専門検査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査等業務を円滑に実施するため、部門内及び他部署との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、適切に検査を実施した。具体的には、審査チームが実施する工事計画の新基準適合性審査ヒアリングへの参画等により情報を収集し、得られた情報を使用前検査実施要領書に反映した。また、検査業務量を把握した上で人的資源の不足分について他部門に検査官の派遣依頼を行い、検査を実施した。 検査終了後、標準処理期間内に処理を行い、効率的な業務運営を図った。 検査結果は、速やかにHPIに公開した。 	A

7	実用発電用原子炉に係る保安検査等の実施 【PDCA管理番号: II.2.2.①】	第2章第2節 2項①	<p>(実用炉監視部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき厳正かつ適切に保安検査を実施した。 H29第4回保安検査 H30/05/16委員会報告(実用炉関係の違反2件) H30第1回保安検査 H30/08/22委員会報告(実用炉関係の違反1件) H30第2回保安検査 H30/11/07委員会報告(実用炉関係の違反0件) H30第3回保安検査 H31/02/13委員会報告(実用炉関係の違反4件(うち1件は継続して確認)) <p>なお、違反3以上の保安規定違反として以下の2件があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> -東海第二発電所 運転期間延長認可申請の審査で発見された燃料有効長頂部の位置(寸法値)の不整合(違反3): 事業者は長期的対策として現場の状態と図書の記載の継続的な確認や更に体系的な管理を行っていくこととしており、引き続き保安検査等で事業者の改善状況を確認していく。 -北海道電力株式会社泊発電所3号機におけるBディーゼル発電機起動回路の接続不良に係る保安規定違反(違反2): 今後、追加検査を行い、事業者の対応について確認する予定。 <ul style="list-style-type: none"> ・被規制者の保安活動に問題等が確認された場合、原子力安全への影響の程度等を踏まえて注意、指導等の対応を実施した。 <p>注意文書: 3件 H30/07/13女川(2件)、H30/12/14女川(2件)、H31/3/18川内 指導文書: 6件 H30/06/29志賀、H30/07/13女川、H30/08/20泊、H30/09/11島根、H30/10/19 島根、H31/3/12島根</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーアクセスについて、平成30年度における保安規定の遵守状況に関する検査等の重点方針など、原子力施設内の様々な場所への立入り、情報の閲覧、事業者等に対する質問等の取組を進めている。 ・保安検査等の対象を安全上の影響等を踏まえて選定した。また、保安検査等を通じて検査ガイド案の試行を行った。 <p>(専門検査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査等業務を円滑に実施するため、部門内及び他部署との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、適切に検査を実施した。具体的には、審査チームが実施する工事計画の審査ヒアリングへの参画等により情報を収集し、得られた情報を使用前検査実施要領書に反映した。また、検査業務量を把握した上で人的資源の不足分について他部門に検査官の派遣依頼を行い、検査を実施した。 ・検査終了後、標準処理期間内に処理を行い、効率的な業務運営を図った。 ・検査結果は、速やかにHPIに公開した。 ・メーカー等の不適切な事案について、検査結果に影響がないことを確認しながら検査を進めた。 	A
8	核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査等の実施 【PDCA管理番号: II.2.3.①】	第2章第2節 3項①	<p>(研究炉等審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規規制基準の適合性審査に関し、実用炉の審査方法を基本としつつ、試験研究炉の個々の特性、リスクの程度等を総合的に勘案し、津波、竜巻、火山及び森林火災に対して安全上重要な施設はないことを確認した上でグレーデッドアプローチを適用することによって、安全を確保しつつ合理的な審査を実施するとともに、必要に応じ事業者規制の考え方の解説等を実施した。 ・JRR-3の審査では、波及的影響に係る設計方針の明確化やBDBAの事故想定と拡大防止に係る対策の想定・選定根拠の明確化、講じられる対策の整理を行い、審査書案をまとめるとともに、許可処分を行った(平成30年11月7日)。また、原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設(廃棄物処理場)についても許可処分を行った(平成30年10月17日)。 <p>(核燃料施設審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規規制基準に係る適合性審査に関し、サイクル施設の個々の特性、リスクの程度等を総合的に勘案し、グレーデッドアプローチを適用することによって、安全を確保しつつ合理的な審査を実施するとともに、必要に応じ事業者規制の考え方の解説等を実施した。 ・日本原子力研究開発機構の大洗廃棄物管理施設に対して、平成30年8月22日に事業変更許可処分を行った。 <p>(地震・津波審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告し、厳正かつ適切に審査を実施した。 ・施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど適切に対応した。 <p>(専門検査部門(核監))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査業務を円滑に実施するため、課内及び他部署との調整並びに被規制者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し検査官の効率的な運用を行った。 ・施設(JAEA NSRR原子炉施設)のリスクの大きさを考慮したグレーデッドアプローチを適用した設工認に従って工事が行われていること、技術基準に適合していることを要領書に基づき厳正且つ適切に検査した。 ・検査終了後、標準期間内に処理を行い、効率的な業務運営を図った。 ・検査結果は、速やかにHPIに公開した。 ・新規規制基準適合性審査に係る検査の件数については、30年度に終了もしくは合格とした施設検査1件、施設定期検査1件、使用前検査3件について、終了後は標準処理期間内に処理を行い、効率的な業務運営を図った。 	A

9	核燃料施設等に係る保安検査等の実施 【PDCA管理番号: II.2.4.①】	第2章第2節 4項①	<p>(核燃料施設等監視部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料施設等(加工施設、試験研究用原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び特定原子力施設)に対する保安検査については、平成30年度は予定通り各施設に対し年間4回(一部の廃止措置中の施設については年間2回)保安検査を適切に実施した。 検査結果については、処理終了の後速やかにHP上で公開した。 平成30年度保安検査重点方針に掲げる検査項目については、保安検査計画の検査項目に盛り込みすべての項目について確認が終了した。 令41条非該当施設における計画的な立入検査については、12施設について計画通り行った。 平成32年度より運用する新検査制度を見据え、平成30年第3四半期の保安検査の結果報告においては、保安規定違反について、新検査制度を踏まえ仮評価についての議論を行った。 <p>(専門検査部門(核監))</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査業務を円滑に実施するため、課内及び他部署との調整並びに被規制者からの情報収集を滞りなく実施するとともに業務の実施状況を把握し検査官の効率的な運用を図った。廃止措置計画が認可された研究開発段階炉、再処理施設、加工施設についての施設定期検査の実施に向け調整中。 認可された設工認等に従って、工事が行われていること、技術基準に適合していることを要領書に基づき、厳正且つ適性に検査した。 30年度に終了若しくは合格とした使用前検査6件、施設定期検査12件、施設検査4件、については、終了後標準期間内に処理を行い、効率的な業務運営を図った。 検査結果は、速やかにHPに公開した。 	A
10	原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認 【PDCA管理番号: II.2.5.①】	第2章第2節 5項①	<p>(実用炉監視部門、緊急事案対策室)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者から報告のあった事故故障等の原因、対策等について、平成29年度第63回原子力規制委員会(平成30年1月31日)資料1-2に沿った評価を行い、安全上の影響を考慮して対応を進めた。 第10回原子力規制委員会(平成30年5月23日)において、事故・トラブル事象へ対応するに当たり、事業者との間での情報共有や議論を公開会合で行い、対応状況の透明性向上等を図ることを報告し、今年度5回の公開会合を実施した。 個別の案件として、以下のように対応を実施中(主要な案件として本年度の法令報告12件(実用炉関係4件、核燃料施設等関係1件、RI関係7件)のうち2件を例示)。 -中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号機における非常用ディーゼル発電機(B)号機の故障: 平成30年9月20日、11月28日 原因・対策の報告を受領、平成30年8月6日、10月3日、12月12日 公開会合を実施、平成31年1月16日 中部電力からの報告に対する評価及び今後の対応について原子力規制委員会に報告、決定 -東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機(B)過給機軸固着: 平成31年3月5日 原因・対策の報告を受領、平成30年10月29日、12月12日、平成31年3月18日 公開会合を実施 	A
11	実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施 【PDCA管理番号: II.2.6.①】	第2章第2節 6項①	<p>(実用炉審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者からの申請に基づき、東海第二発電所に係る運転期間延長認可申請について厳正かつ適切に審査し、運転期間満了時期の期限前に処分を行った。 	A
12	実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施 【PDCA管理番号: II.2.6.②】	第2章第2節 6項②	<p>(実用炉審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のプラントについて、事業者からの申請に基づき厳正かつ適切に審査を進めた。 ①東海第二発電所の保安規定変更認可申請 ②島根原子力発電所2号炉の保安規定変更認可申請 ③泊発電所1号炉の保安規定変更認可申請 ④福島第二原子力発電所の保安規定変更認可申請 	A
13	原子炉の停止等に係る判断目安の検討 【PDCA管理番号: II.2.7.①】	第2章第2節 7項①	<p>(地震・津波審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安の議論に資する知見収集を行うとともに、その基本的な考え方について専門委員の意見を集約した。 火山モニタリングにおける監視項目(観測データ)に着目して、具体的な個々の監視項目における判断に用いる目安について提示した。 今後、判断目安の設定について検討期間を設定し、計画的に検討していくことが必要であるため、体制の強化を図った。 	A
14	原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価 【PDCA管理番号: II.2.7.②】	第2章第2節 7項②	<p>(地震・津波審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月に九州電力から報告を受けた平成29年度のモニタリング結果の評価について、原子炉火山部会での議論を経て評価書を取りまとめた。 	A

15	震源を特定せず策定する地震動に関する検討 【PDCA管理番号：II.2.8.①】	第2章第2節 8項①	(地震・津波審査部門) ・震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム第4回会合(平成30年6月14日)において、震源を特定せず策定する地震動(全国共通)の標準応答スペクトルの策定方針及び予備検討の結果を提示した。 ・第31回原子力規制委員会(平成30年9月19日)において同検討チームでの検討状況を報告した。 ・同検討チーム第5回会合(平成30年10月4日)及び第6回会合(平成30年11月8日)において、応答スペクトルの補正方法や対象地震を89地震とした本検討について議論し、標準応答スペクトルの策定について検討を進めた。 ・同検討チーム第7回会合(平成31年3月4日)では、これまでの検討結果を踏まえて、複数の非超過確率別応答スペクトルの検討に基づいて設定した標準応答スペクトル(案)とその妥当性の確認結果等に関する議論を行った。第8回会合(平成31年3月29日)では、第7回会合で提示した標準応答スペクトル(案)を含む検討チーム会合での検討内容に対する事業者の意見聴取を行った。	A
16	高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応 【PDCA管理番号：II.2.9.①】	第2章第2節 9項①	(研究炉等審査部門) ・もんじゅの廃止措置が安全かつ着実に進むよう、監視チーム会合等を通じ、必要な規制、対応を実施した。具体的には、平成30年度は監視チーム会合を7回、現地調査を2回実施したほか、監視チーム員による現地確認も適時実施し、模擬訓練や燃料体取出し作業等の進捗状況を適切に確認した。	A
17	東海再処理施設の廃止措置に係る対応 【PDCA管理番号：II.2.10.①】	第2章第2節 10項①	(核燃料施設審査部門) ・東海再処理施設の廃止措置に関し、東海再処理施設等安全監視チーム会合を計7回実施する等により、高放射性廃液のガラス固化等に係る安全確保の状況確認や廃止措置計画に係る変更認可に関する審査を行った。また、東海再処理施設について、平成30年6月13日に廃止措置計画の認可を行った。	A
18	新規制基準適合性審査等の結果の丁寧な説明 【PDCA管理番号：II.2.11.①】	第2章第2節 11項①	(原子力規制企画課) ・柏崎刈羽原子力発電所6、7号の審査結果について立地自治体の要請を踏まえ、実用炉審査部門の協力を得て新潟県柏崎市及び刈羽村の地元住民並びに新潟県市町村連絡会及び同県技術委員会に説明した。また、新潟県技術委員会への説明会後に出された質問に対しては、書面で回答を作成し、同委員会で説明した。 ・東海第二発電所の審査結果について立地自治体の要請を踏まえ、実用炉審査部門の協力を得て茨城県内のUPZ圏内の住民に説明した。	A
19	安全性向上評価に関するガイドの充実と制度の適切な実施 【PDCA管理番号：II.2.12.①】	第2章第2節 12項①	(実用炉審査部門) ・平成30年1月に提出された高浜発電所3号炉に係る安全性向上評価届出書について、平成29年度第59回原子力規制委員会(平成30年1月17日)で了承された安全性向上評価届出書の記載内容等に関する改善事項を踏まえた改善を指摘し、平成30年9月26日に補正書が提出された。 ・平成31年1月7日に川内原子力発電所第1号炉に係る安全性向上評価届出書が提出され確認中である。 (核燃料施設審査部門) ・「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」のうち、ウラン加工施設に係る箇所の改正に向けた取組を進めた。	A
20	原子力安全と核セキュリティの調和に係る適切な実務に向けての取組 【PDCA管理番号：II.3.1.①】	第2章第3節 1項①	(原子力規制企画課) ・信頼性確認に係る訓令の制定や庁内での情報共有を行っている。IRRSからの提言を踏まえ、安全とセキュリティの責任部門間の調整と協力に係る運用を本格的に開始した。具体的には、原子力規制委員会での議論を踏まえ、許認可申請がなされた場合、担当部署から他の措置の担当部署に照会をしてそれぞれの観点で悪影響がないか確認すること、また、検査の中で現地検査官が核セキュリティ等に関する気づき事項があった場合には本庁職員へ情報共有を行うこと等について、運用方法を明確化した。	A
21	放射線障害防止法に係る制度整備の促進 【PDCA管理番号：II.4.1.①】	第2章第4節 1項①	危険時の措置の充実強化等に係る第4条改正は、平成30年1月に施行規則等の改正を行い、同年4月1日に施行した。施行にあたり、事業者への法令改正説明会を全国で実施した。 特定放射性同位元素の防護措置に係る第5条改正は、平成30年11月に関係する政令案及び規則等の改正を行った。また、令和元年9月の施行に向けて、特定放射性同位元素防護管理者育成プログラムを全国で実施した。	A

22	放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査 【PDCA管理番号: II.5.1.①】	第2章第5節 1項①	放射線障害防止法に基づく放射性同位元素等取扱い事業所等からの申請の審査は全て標準処理期間内に実施した。また、許可使用者及び登録認証機関等への立入検査を行い、必要な指摘等を行った。 放射性同位元素等取扱い事業所等で発生した法令報告事象は7件発生したが、いずれも、従業員及び公衆に放射線障害が発生するおそれがあるものではなかった。			A
目標達成度合いの測定結果		各行政機関共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため(全22件中 S:0件 A:22件 B:0件 C:0件)	
評価・分析		<p>(原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善) 改正法が、第193回通常国会で可決され、平成29年4月14日に公布された。 同法の成立に伴い、廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討並びに検査制度の見直しに係る検討を行い、順次関係する運用政令、規則等の整備を行った。</p> <p>(原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施) 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定した新規制基準に照らし、事業者からの設置変更許可申請等について、科学的・技術的に厳格な審査・検査を行っているところ。 平成30年度、実用発電用原子炉については、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更の許可、工事計画の認可及び運転期間延長の認可をした。また、九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び四国電力株式会社伊方発電所3号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る工事計画の認可をした。また、火山灰対策に係る保安規定変更の認可は、申請のあった全ての発電所について保安規定変更を認可した。核燃料施設等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所のJRR-3及び放射性廃棄物の廃棄施設等の設置変更の許可等をした。また、日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に対して事業変更の許可をした。 加えて、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の着実な実施、原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認、火山活動のモニタリングに係る検討、震源を特定せず策定する地震動に関する検討、大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う規制上の対応、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応、東海再処理施設廃止措置に係る対応、審査結果等の丁寧な説明、安全性向上評価に係る対応等を行った。</p> <p>(放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善・放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正に伴う関係規則等の整備を行うとともに、法令改正説明会、防護管理者育成プログラムを予定どおり全国で実施した。 関係規則等の整備にあたっては、事前に各事業者からの意見を刈り取り、意見公募手続においても多くの意見を取り入れることにより、本改正における新制度の円滑な運用に配慮した。 また、放射線障害防止法に基づく法施行業務としての放射性同位元素関係の申請の審査や事業所等の立入検査についても、例年と同様に実施し、許可届出使用者等に必要な指導を行った。 平成31年度においては特定放射性同位元素の防護措置についての立入検査も新規に実施するため、体制を整備に努めた。 法令改正事項を含むガイド等の策定について、継続的に取り組んだ。</p>				

今後の取組の方向性

(原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善)

- ・2019年度中にウラン廃棄物を除く低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準等を整備する。
- ・新検査制度の運用に向けた文書案等を作成するとともに、2018年開始した試運用を通じて精査し、2020年4月の施行に向けて、必要な政令・規則案等を完成させる。また、検査グループで実施する試運用に加え、現行検査の中で、新検査制度の手法を取り入れた試行を行い、検査官の力量向上を図る等、新検査制度の本格運用に向けた準備を進める。

(原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施)

- ・事業者からの申請に基づき、発電所や核燃料施設等ごとの立地特性を踏まえつつ審査会合における論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施していく。
- ・設置変更許可申請、設計及び工事の計画並びに保安規定に係る認可等の申請、運転期間延長認可申請等について、厳正かつ適切に審査を実施する。

(原子炉等規制法に係る検査の厳正かつ適切な実施等)

- ・設計及び工事の計画並びに保安規定に係る認可等の審査の結果を踏まえた上で、原子力規制検査等の検査を厳正かつ適切に実施する。
- ・トラブルへの対応について、独立した立場で平成29年度第63回原子力規制委員会(平成30年1月31日)資料1-2に沿った評価を行う。また、検討状況等について必要に応じて原子力規制委員会に報告し、対処方針を諮る。

(放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善・放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施)

平成30年4月1日及び令和元年9月1日施行の改正法による新たな規制要求事項を踏まえた審査・検査に対応出来るように、体制の充実強化、ガイド等の策定、整備にも継続的に取り組むこととする。

- ・新たに実施する特定放射性同位元素の防護措置に係る立入検査を引き続き実施するとともに、経験の共有など検査官の能力の向上に努める。
- ・特に、上記を含めるとともに、引き続き適切な放射性同位元素等の規制に取り組んでいく。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

施策名	Ⅲ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等						施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018	政策評価実施予 定時期	2019年8月
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。						目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018		
達成すべき目標	1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 3. 放射線モニタリングの実施						担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 永瀬 文久 技術基盤課規制基盤技術統括調整官 放射線防護グループ 長坂 雄一 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理 官(専門検査担当)、小野 祐二 安全規制管理官(研究炉等審査担当)		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				
	当初予算(a)	7,627	7,828	7,020	6,949	7,153				
	補正予算(b)	-	▲ 188	481	-	-				
	繰越し等(c)	▲ 405	▲ 322	▲ 236	963	525				
	合計(a+b+c)	7,222	7,318	7,265	7,912	7,678				
執行額(百万円)	6,509	6,297	6,325	6,817	-					
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 ----- 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				
1	中期的リスクの低減目標マップのうち、当該年度までに完了した項目数 【PDCA管理番号:Ⅲ.1.1.①】	- (-)	-	-	-	28	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる(2018年度末までに28項目を完了)よう監視・指導することが望ましいため。			A
		7	17	20	22	28				
2	実施計画の変更認可申請について、申請から一年以上経過している案件の数(各年度末時点) 【PDCA管理番号:Ⅲ.1.1.①】	- (-)	-	-	-	0件	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、実施計画の変更申請に対する審査を、滞りなく進めることが重要なため。			A
		-	-	-	3件	0件				
3	事故の分析に係る情報発信等の取組 【PDCA管理番号:Ⅲ.2.1.②】	- (-)	-	-	-	1	国際的に関心の高い事故の分析に係る情報を適切に発信するには、国際的な共同プロジェクト等の枠組みを利用することが望ましいため。			A
		1	1	1	1	1				
定性指標	年次報告内の 実績記載状況	施策の進捗状況の評価						達成		

4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 【PDCA管理番号:Ⅲ.1.1.①】	第3章第1節 1項①	<p>(東京電力福島第一発電所事故対策室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項については、大型機器除染設備の設置、2011年津波によるプロセス主建屋の滞留水流出防止のための開口部閉止、雨水建屋内流入抑制のための2.5m盤フェーシング、フランジ型タンクに貯留された未処理水(Sr処理水)の処理、地下水建屋内流入の抑制(サブドレンの汲み上げ能力・処理能力の向上)、及び建屋内の滞留水の放射性物質の半減以下までの処理が完了した。中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。 ・実施計画については、平成30年4月時点で審査中の変更認可申請は19件あり、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、さらに29件の申請及び3件の取り下げを受けた。そのうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに31件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。 ・進捗状況等の共有のため東京電力と実施している、実施計画の変更認可申請に係る進捗面談について、より密な情報共有を行うため、開催頻度を月1回から隔週へと増加させた。それにより、審査の進捗状況をより密に把握することができ、審査の遅れに対して一層早急に対応可能となった。その結果、申請から1年以上経過している審査の件数は、本年度初めの3件から0件に減少している。 ・中低濃度タンクの設置については、タンク設置毎に同様の申請がされることから、審査を効率的に行うためのガイドラインとして、試行的に審査において確認すべき項目のチェックリストを作成した。 <p>(専門検査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査等業務を円滑に実施するため、1F室との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、適切に検査を実施した。具体的には、実施計画の審査のための面談や1F室連絡会に参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映した。 ・検査結果は、速やかにHPIに公開した。 ・メーカー等の不適切な事案について、検査結果に影響がないことを確認しながら検査を進めた。 	A
5	継続的な事故の分析 【PDCA管理番号:Ⅲ.2.1.①】	第3章第2節 1項①	<p>(東京電力福島第一発電所事故対策室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイト内における線量分布測定、ガンマカメラを用いた3号機オペレーティングフロアの線量分布推定等を行った。 ・線量マップ自動作成機能付き線量計の開発を行った。これを用いることで、GPSが受信不可能な原子炉建屋内のマッピング及び線量情報の取得が効率化され、建屋内の滞在時間を大幅に低減することができた。 	A
6	事故の分析に係る情報発信等の取組 【PDCA管理番号:Ⅲ.2.1.②】	第3章第2節 1項②	<p>(東京電力福島第一原子力発電所事故対策室、基盤G)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所内において、線量マップ自動作成機能付き線量計の開発を行い、オペフロ等の原子炉建屋及び外部の線量把握の効率化を行い、その成果をまとめ、平成31年3月に日本原子力学会で発表等を行った。 ・事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加した。特に、新規のOECD/NEA/CSNIの調査研究活動(ARC-F)の設立を主導し、12か国(22機関)の参加により平成31年1月に当該活動が開始された。 	A
7	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施 【PDCA管理番号:Ⅲ.3.1.①】	第3章第3節 1項①	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省、地方公共団体等と連携して大気浮遊じん、降下物、土壌、海水等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、平成29年度までの測定結果については順次データベース化し遅滞なく公表した。 ・平成30年10月にIAEAと共同で福島原発周辺で海洋試料の採取を行い、前処理及び試料分割を実施した。また、この共同事業の実施について、事前及び事後に報道発表した。年度内に日本とIAEAで放射能分析を行い、IAEAにおいて相互比較評価を行っているところ。なお、平成29年度の結果は、IAEAにおいて報告書の取りまとめ中である。 ・リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに関する住民説明会(15自治体、18回開催)を実施した。 <p>・リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについては、住民説明会等での御意見を踏まえて検討した結果、実際の再配置は行わなかったためB評価としたが、当初目標の設定が難しいものであった。</p>	B

目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	相当程度進展あり(B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため (全7件中S:0件 A:6件 B:1件 C:0件)
評価・分析	<p>(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに31件認可した。 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査の円滑化・効率化を図ったことで、申請から1年以上経過している審査の件数は、本年度はじめの3件から0件まで減少した。 認可した実施計画の遵守状況については、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動、保安検査、本庁施設検査官による使用前検査、溶接検査及び施設定期検査を実施するなど、東京電力の取組を監視している。 <p>(中期的リスクの低減目標マップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、今年度末までに28件が完了となった。 中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その情報を遅滞なく公表した。 リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに関する住民説明会を実施した。 これらにより東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングが着実に実施されていると認識。 			
今後の取組の方向性	<p>(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成31年3月改正)に示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、特定されたリスクを重点的に、東京電力に実施を求め、その状況を監視する。 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、引き続き関連部署間の連携を図るとともに被規制者からの情報収集を遅滞なく行い、厳正かつ適切な検査等を実施する。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高線量下で取り扱っていない技術的な項目について、東京電力が行う現地調査結果等を踏まえ、新たな知見が得られるよう継続して事故の分析を行う。 事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。特に、新規のOECD/NEA/GSNIの調査研究活動を主導するとともに、分析等をする。 <p>(東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その情報を遅滞なく公表する。 リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについて、住民や自治体からの意見なども踏まえ、令和元年5月29日の原子力規制委員会で決定した今後の方針に基づき、必要な予算措置等を講じる。 			

平成30年度実施施策に係る政策評価書

施策名	IV. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築						施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018	政策評価実施予 定時期	2019年8月	
施策の概要	最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。						目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018			
達成すべき目標	1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積 3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立						担当部局・作成責任者名	長官官房 金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 永瀬 文久 技術基盤課規制基盤技術統括調整官 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長、小野 祐二 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、 原子力安全人材育成センター 足立 敏通 人材育成センター副所長			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること										
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					
	当初予算(a)	12,503	13,135	12,209	11,154	10,937					
	補正予算(b)	1,585	-	295	-	-					
	繰越し等(c)	265	1,251	321	1,093	845					
	合計(a+b+c)	14,353	14,386	12,825	12,247	11,782					
執行額(百万円)	11,221	12,050	10,594	9,747							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 ----- 年度ごとの実績値 -----					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
1	規制基準等の策定、見直しを 図った件数 【PDCA管理番号: I.1.】	- (-)	6件	6件	6件	6件	6件	(測定指標の選定理由) 規制基準等の策定、見直しに係る活動を客観的に示すデータであるため。 (目標値の設定の根拠) 基準年度において、規制基準等の策定、見直しを想定した件数。		A	
2	規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見をNRA技術報告・論文誌等で公表した件数 【PDCA管理番号: I.1.】	- (-)	-	-	20件	20件	20件	(測定指標の選定理由) 安全研究等を通じて蓄積された技術的知見については、NRA技術報告・論文誌等で公表しており、安全研究に関する活動を客観的に示すデータであるため。 (目標値の設定の根拠) 基準年度において、規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見をNRA技術報告・論文誌等での公表を想定した件数。		A	
3	安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数 【PDCA管理番号: I.1.】	- (-)	5件	5件	5件	5件	5件	(測定指標の選定理由) 安全研究の目的の1つである個々の審査等への活用状況を客観的なデータであるため。 (目標値の設定の根拠) 基準年度において、安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等での活用を想定した件数。		A	

定性指標	年次報告内の 実績記載状況	施策の進捗状況の評価	達成
4 規制基準の見直し 【PDCA管理番号:IV.1.1.①】	第4章第1節 1項①	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻影響評価ガイドの見直しの可否等の判断。 →原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの改正を行った。 ・使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵について必要な規則、ガイドの改定を行う。 →使用済燃料輸送・貯蔵兼用乾式キャスク貯蔵の関係規則等の整備を行った。 ・安全研究の実施、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、安全研究、規制基準等へ反映の可否を検討する仕組み(GENERIC ISSUES タスクフォース。(以下「GITF」という。))を運営し、最新知見を基準等に適切に反映させる。 →GITFを運営して最新知見に関する議論を行うとともに、最新知見に関するレビューを実施。 →また、最新知見については、規制担当課への最新知見に関する情報提供を行うとともに、技術情報検討会に報告し、基準等の改正の必要性について検討を行った。 	A
5 民間規格の活用 【PDCA管理番号:IV.1.1.②】	第4章第1節 1項②	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力規制委員会における民間企画の活用について」及び「民間規格の技術評価の実施に係る計画について」の見直し。 →「原子力規制委員会における民間規格の活用について」を平成30年6月6日の委員会に報告し、了承された。職員が出席する学協会の規格策定委員会への参加ルールについては、内規を作成した。また、技術評価を行う規格及びその優先順位等について、事業者の意見を聴取する公開会合を1回実施した。今後、規制部の意向を踏まえ、技術評価の計画の見直しを行う予定。 ・日本機械学会「発電用原子力設備 維持規格」の技術基準評価を実施する。 →維持規格の技術評価について、第3四半期中に検討チーム会合を3回、事業者の意見を聴取する公開会合を4回実施した。その結果を踏まえ、原子炉圧力容器の検査程度の見直し等を含む維持規格の技術評価書案の策定及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正案を平成31年3月13日に委員会に諮り、意見募集を行った。今後、第1四半期を目的に、技術評価書の策定及び解釈等の一部改正を行う予定。 	A
6 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討 【PDCA管理番号:IV.1.2.①】	第4章第1節 2項①	<ul style="list-style-type: none"> ・8月1日に規制委員会に提示した第二種廃棄物に係る事業許可基準規則・解釈等の骨子案をもとに8月31日に事業者等との意見交換を実施し、第二種廃棄物に係る事業許可基準規則・解釈等の案は概ね策定済みである。年度内に規則等の改正を行う予定であったが、平成31年1月16日の規制委員会においてウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備が重点課題として挙げられ、ウラン廃棄物に係る規制基準の検討を進めるため、規則改正を次年度以降に先送りした。 ・平成31年2月20日の原子力規制委員会において、第二種廃棄物埋設のうち、ビット処分及びトレンチ処分に係る規制基準については中深度処分の規制基準に先行して改正することとした。中深度処分に係る規制基準及びウラン廃棄物に係る規制基準については引き続き検討を継続することとした。 	B
7 安全研究の積極的な実施 【PDCA管理番号:IV.2.1.①】	第4章第2節 1項①	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針等に基づいた安全研究を計画通り実施した。また、公表計画に沿って積極的に公表した(目標20件に対し、実績21件)。 ・技術基盤グループが行った安全研究プロジェクトの活動内容・成果を取りまとめた安全研究成果報告書は、平成28年分18件、平成29年分3件を作成し、原子力規制委員会のホームページにて公開した。 	A

8	安全研究の評価及び方針の策定 【PDCA管理番号:IV.2.1.②】	第4章第2節 1項②	<ul style="list-style-type: none"> ・7月に「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成31年度以降の安全研究に向けて)」を策定した。 ・安全研究の評価については、事後評価の進め方の見直しについて5月に規制委員会に報告し、これに沿って実施した事後評価結果について8月に原子力規制委員会の了承を得られた。また、事前・中間・事後評価を含む評価全体の進め方について見直しを行い、11月に原子力規制委員会へ報告した。これに沿って実施した中間評価及び事前評価について平成31年1月に規制委員会の了承が得られた。上記の通り、評価全体の進め方の見直しを新たに実施したため、中間評価及び事前評価を期限内には達成できなかったが、平成31年度には安全研究の評価を着実に実施できる見通し。 ・平成30年度の年次評価結果について、2月20日にマネジメントシステムの一部として原子力規制委員会へ報告した。 	A
9	共同研究プロジェクト活動への参画 【PDCA管理番号:IV.2.1.③】	第4章第2節 1項③	<ul style="list-style-type: none"> ・安全研究に係る国際活動に関して、OECD/NEA CSNI傘下の各ワーキンググループ及び上級専門家会合について、JAEAと連携・協力した参画を進めており、目標を達成している。 ・JAEA安全研究センターとの人材交流として、8名の派遣及び2名の受け入れを行うとともに、平成29年度に引き続きJAEA安全研究センターと2件の共同研究を継続中であり、目標を達成している。 ・NRCとの人事交流として、毎年NRC研究部門へ職員を派遣し、安全研究に係る情報共有を図っている。また、IRSNとの若手研究職の人事交流を目的として平成30年度より実施。IRSNへ3名短期派遣(3ヶ月程度)し、共同研究を実施しているとともに、IRSNからも研究者を受け入れ情報共有を行っている。 	A
10	国内外のトラブル情報に係る収集・分析 【PDCA管理番号:IV.2.2.①】	第4章第2節 2項①	<p>(原子力規制企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の事故・トラブルに係る情報について、公開情報はもとより、国際的枠組や二国間の枠組を用いて前広に情報収集した。収集した情報については、担当レベルでスクリーニングした後、技術情報検討会(本年度内に5回開催)において同スクリーニング情報を精査した。 ・技術情報検討会については、昨年5月23日より原則として会議を公開とするよう運用を変更した。 ・また、精査の結果については、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会(本年度内に3回開催)へ報告し、助言を受けた。 ・更に、スクリーニング結果については、規制に反映すべき事項については適宜、それ以外のものについては、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会における議論の後、原子力規制委員会に報告するとともに、得られた教訓や技術情報検討会や炉安審・燃安審での注意喚起については、原子力安全推進協会(JANSI)との定例打合せにおいてJANSIに伝えた。 ・事故・トラブル情報や事業者からの申請書の保存用のデータベースについては、必要に応じて職員に活用されている。 	A

11	収集・分析した情報の規制制度への反映等 【PDCA管理番号:IV.2.2.②】	第4章第2節 2項②	<p>(原子力規制企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の事故・トラブルに係る情報・収集しスクリーニングした結果、規制制度に反映すべき事項とした「蒸気ボイドによる余熱除去系(RHR)ポンプの機能喪失問題について」は、担当者レベルでの技術的意見交換の場を設置し、事業者の検討状況を把握した。この状況を原子力規制委員会に報告し、今後、事業者が計画に沿って検討を進め、対策を実行していること確認することとした。 ・また、昨年5月「審査経験を踏まえた規制基準等の見直しの流れ」をまとめ、審査経験から得られた経験を規制基準等に反映させるためのプロセスをまとめた。 ・このプロセスを踏まえ、これまでの新規規制基準適合性審査の経験から規制基準等へ反映を検討すべき事項について、関係課と検討・調整・抽出を行い、原子力規制委員会に報告した。 ・上記事項のうち、審査方法が確立されているものの火災防護審査基準が必ずしも明示されていないものについては、今後の審査の予見性向上の観点から明確化を図ることを目的に、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準を一部改正案を示し、平成31年2月13日の原子力規制委員会において決定・施行された。 ・平成30年3月6日にもんじゅで発生した警報盤の故障事象を踏まえ、平成30年11月21日の原子力規制委員会において警報装置故障時の対応が事業者のQMS文書に反映されること、検査グループにおいて事業者の検討状況を確認すること等が原子力規制庁から報告された。これを受けて原子力規制事務所において事業者の対応状況の確認を進めている。 <p>(実用炉審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動的機能維持、柏崎刈羽原子力発電所の審査知見、有毒ガス対策、HEAF、溢水対策、降下火砕物の影響評価などに関する規則等の改正を踏まえ、厳正かつ適切に審査を進めた。 ・また、経過措置満了となる案件も含め適切に処分した。 <p>(地震・津波審査部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム第4回会合(平成30年6月14日)において、震源を特定せず策定する地震動(全国共通)の標準応答スペクトルの策定方針及び予備検討の結果を提示した。 ・第31回原子力規制委員会(平成30年9月19日)において同検討チームでの検討状況を報告した。 ・同検討チーム第5回会合(平成30年10月4日)及び第6回会合(平成30年11月8日)において、応答スペクトルの補正方法や対象地震を89地震とした本検討について議論し、標準応答スペクトルの策定について検討を進めた。 ・同検討チーム第7回会合(平成31年3月4日)では、これまでの検討結果を踏まえて、複数の非超過確率別応答スペクトルの検討に基づいて設定した標準応答スペクトル(案)とその妥当性の確認結果等に関する議論を行った。第8回会合(平成31年3月29日)では、第7回会合で提示した標準応答スペクトル(案)を含む検討チーム会合での検討内容に対する事業者の意見聴取を行った。 <p>(実用炉監視部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度第1四半期に実施した保安検査において、新規規制基準で要求されている異なる2種類の火災感知器(熱感知器及び煙感知器)の設置について、熱感知器が消防法令に定められた設置基準と異なる方法で設置されているため、あわせて設置されている煙感知器と性能にばらつきがある例が確認された。本件については平成30年9月12日の原子力規制委員会において議論され、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の改正が平成31年2月13日の原子力規制委員会において決定・施行された。 ・米国原子力規制委員会(NRC)における情報をNRC職員やインターネット上から収集・分析し、新検査制度の検査ガイド案等に反映した。 ・平成30年10月24日の原子力規制委員会において、敷地境界付近のモニタリング設備は新規規制基準への適合確認を受けていない原子力施設についても、外部電源喪失時においても速やかに必要な電源が確保されること等が望ましいことが示された。平成30年12月5日の原子力規制委員会では、対応が未実施の発電所に対して早期に対策を実施するよう求めるとともに、その実施状況を原子力規制事務所が確認していくこととなった。これを受けて原子力規制事務所において事業者の対応状況の確認を進めている。 ・平成29年12月14日付けで改正された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等が施行され、保安規定に火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関することを含めること等が求められることとなった。これを受けて保安検査等により事業者の対応状況の確認を進めている。 	A
12	実務経験者に関する人材の確保 【PDCA管理番号:IV.3.1.①】	第4章第3節 1項①	平成30年度増員分に見合う22名以上の採用者数を確保することを達成基準としており、既に15名を採用している。さらに、年度末にかけて採用活動を実施しており、平成31年4月以降にさらに16名が入庁する予定であり、達成基準の22名を上回る見込みである。	A
13	新規採用者に関する人材の確保 【PDCA管理番号:IV.3.1.②】	第4章第3節 1項②	定量的な達成基準としては、①平成29年度と同等の程度の回数の業務説明会を行うこと、②例年通り20名程度の採用者数を確保すること。国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%とすること、としている。官庁訪問に向けて前年秋から当年夏までに実施する業務説明会については、平成29年度64回に対して平成30年度は66回の説明会を実施した。また、採用者数については20名程度に対して大幅に上回る29名を確保した。(女性の割合は31%)を維持した。これらの状況により規制庁発足時より新規に採用した職員の累計数は147名となり、着実に人材確保を進めている。	A

14	原子力規制人材育成事業に関する取組 【PDCA管理番号: IV.3.1.③】	第4章第3節 1項③	達成基準としては、①効率的・効果的な事業を推進するため、審査評価委員会での委員意見を事業に反映、②事業者を集めた意見交換会を開催し、事業実施状況の共有や、意見交換などを行い事業の効率的な運用に資する、としている。①については各事業者の申請書の審査時に委員の意見が反映されていることを確認した。②については、平成30年12月に規制庁本庁で開催し、プレゼンやポスターセッションを通して実施状況の共有や意見交換を行った。なお、事業の参加者の内4名が原子力規制庁に就職したことをアンケートにより確認した。	A
15	新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備 【PDCA管理番号: IV.3.2.①】	第4章第3節 2項①	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度に対応する資格付与を着実に実施するとともに、基本資格に係る教育訓練課程を開始し適切に実施した。また、課程の有効性に関して訓練生等へアンケートを実施し、課題・改善点等を整理した。 ・中級・上級資格に係る教育訓練課程については、一部のカリキュラム作成に着手した。 ・計測機器類の作動原理等を体得する研修を開発し、実施した。引き続き研修を来年度実施予定。 ・原子力安全研修所の稼働率は、研修計画の変更等により、当初予定より利用日数が減少したため、66.8%となった。 	A
16	力量管理の運用と研修内容の充実(研修体系の整備) 【PDCA管理番号: IV.3.3.①】	第4章第3節 3項①	・高度の専門性が求められる5分野については、任用資格制度による職員の力量管理の仕組みを整備し、この運用に必要な研修・力量管理システムの改修を行った。	A
17	知識伝承・知識管理の推進 【PDCA管理番号: IV.3.4.①】	第4章第3節 4項①	<ul style="list-style-type: none"> ・29年度に開始した各課室の年度計画・評価プロセスの着実な実施、知識ポータルの操作講習会の実施(予定)等を通じて、庁内の知識管理の取組みを推進した。 ・各課室の知識管理の取組みに関するセンター所長ヒアリングや知識管理ガイドに関するアンケートを実施し、課題・改善事項等を整理した。今後、これらを踏まえて必要な改善を行いながら、引き続き庁内知識管理活動を推進する。 	A

目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	相当程度進展あり(B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため (17件中 S:0件 A:16件 B:1件 C:0件)
評価・分析	<p>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの改正、及び使用済燃料輸送・貯蔵兼用乾式キャスク貯蔵の関係規則等の整備。 「原子力規制委員会における民間規格の活用について」の内規を作成、「技術評価を行う規格及びその優先順位等」について、事業者の意見を聴取した。今後、技術評価の計画を見直し予定、維持規格の技術評価について技術評価書案の策定及び技術基準規則解釈等の一部改正案について、意見募集を行った。今後、技術評価書の策定及び技術基準規則解釈等の一部改正を行う予定。 8月1日に規制委員会に提示した第二種廃棄物に係る事業許可基準規則・解釈等の骨子案をもとに8月31日に事業者等との意見交換を実施し、第二種廃棄物に係る事業許可基準規則・解釈等の案は概ね策定済みである。平成31年1月16日の規制委員会においてウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備が重点課題として挙げられたため、同基準を含めた第二種廃棄物に係る事業許可基準規則等の改正を念頭に、規則改正に係る検討を継続。 安全研究の実施、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、安全研究、規制基準等へ反映の要否を検討する仕組み(GENERIC ISSUESタスクフォース。(以下「GITF」という。))を運営し、最新知見を基準等に適切に反映させる。 <ul style="list-style-type: none"> →GITFを運営して最新知見に関する議論を行うとともに、最新知見に関するレビューを実施。 →また、最新知見については、規制担当課への最新知見に関する情報提供を行うとともに、技術情報検討会に報告し、基準等の改正の必要性について検討を行った。 (安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積) <ul style="list-style-type: none"> 実施方針等に基づいた安全研究を計画通り実施し、また公表計画に沿って積極的に公表した。 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成31年度以降の安全研究に向けて)」を策定した。安全研究の評価については、事後評価の進め方の見直しについて5月に規制委員会に報告し、これに沿って実施した事後評価結果について8月に規制委員会の了承を得られた。また、事前・中間・事後評価を含む評価全体の進め方について見直しを行い、11月に原子力規制委員会へ報告した。これに沿って実施した中間評価及び事前評価について平成31年1月に規制委員会の了承を得られた。評価全体の進め方の見直しを新たに実施したため、中間評価及び事前評価を期限内には達成できなかったが、平成31年度には安全研究の評価を着実に実施できる見通し。平成30年度の年次評価結果について、2月20日にマネジメントシステムの一部として原子力規制庁より報告し、目標を達成した。 技術基盤グループが行った安全研究プロジェクトの活動内容・成果を取りまとめた安全研究成果報告書は、平成28年分18件、平成29年分3件を作成し、原子力規制委員会のホームページにて公開した。 安全研究に係る国際活動に関して、OECD/NEA CSNI傘下の各ワーキンググループ及び上級専門家会合について、JAEAと連携・協力した参画を進め、JAEA安全研究センターとの人材交流として、8名の派遣及び2名の受け入れを行うとともに、平成29年度に引き続きJAEA安全研究センターと2件の共同研究を継続中である。 NRCとの人事交流として、毎年NRC研究部門へ職員を派遣し、安全研究に係る情報共有を図っている。また、IRSNとの若手研究職の人事交流を目的として平成30年度より実施。IRSNへ3名短期派遣(3ヶ月程度)し、共同研究を実施しているとともに、IRSNからも研究者を受け入れ情報共有を行っている。 技術情報検討会については、2018年5月23日より原則として会議を公開とするよう運用を変更した。 国内外の事故・トラブルに係る情報について、公開情報はもとより、国際的枠組や二国間の枠組を用いて前広に情報収集した。収集した情報については、担当レベルでスクリーニングした後、技術情報検討会(本年度内に5回開催)において同スクリーニング情報を精査した。精査の結果については、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会(本年度内に3回開催)へ報告し、助言を受けた。 更に、スクリーニング結果については、規制に反映すべき事項については適宜、それ以外のものについては、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会における議論の後、原子力規制委員会に報告するとともに、得られた教訓や技術情報検討会や炉安審・燃安審での注意喚起については、原子力安全推進協会(JANSI)との定例打合せにおいてJANSIに伝えた。 事故・トラブル情報や事業者からの申請書の保存用のデータベースについては、必要に応じて職員に活用されている。 国内外の事故・トラブルに係る情報・収集しスクリーニングした結果、規制制度に反映すべき事項とした「蒸気ボイドによる余熱除去冷却系(RHR)ポンプの機能喪失問題について」は、担当者レベルでの技術的意見交換の場を設置し、事業者の検討状況を把握した。この状況を原子力規制委員会に報告し、今後、事業者が計画に沿って検討を進め、対策を実行していること確認することとした。 また、昨年5月「審査経験を踏まえた規制基準等の見直しの流れ」をまとめ、審査経験から得られた経験を規制基準等に反映させるためのプロセスを踏まえ、これまでの新規規制基準適合性審査の経験から規制基準等へ反映を検討すべき事項について、関係課と検討・調整・抽出を行い、原子力規制委員会に報告した。このうち、審査方法が確立されているものの火災防護審査基準が必ずしも明示されていないものについては、今後の審査の予見性向上の観点から明確化を図ることを目的に、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準を一部改正案を示し、パブリックコメントを実施した。 動的機能維持、柏崎刈羽原子力発電所の審査知見、有毒ガス対策、HEAF、溢水対策、降下火砕物の影響評価などに関する規則等の改正を踏まえ、厳正かつ適切に審査を進めた。また、経過措置満了となる案件も含め適切に処分した。 震源を特定せず策定する地震動について、標準応答スペクトルの策定方針及び予備検討の結果について議論した。また、第31回原子力規制委員会(平成30年9月19日)において検討チームでの検討状況を報告した。 平成30年第1四半期に実施した保安検査において、新規規制基準で要求されている異なる2種類の火災感知器(熱感知器及び煙感知器)の設置について、特に熱感知器の数が不足している例を確認した。本件については平成30年9月12日の原子力規制委員会において議論され、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の改正案を策定し、原子力規制委員会に諮ることとなった。 米国原子力規制委員会(NRC)における情報をNRC職員やインターネット上から収集・分析し、新検査制度の検査ガイド案等に反映した。 平成30年3月6日にもんじゅで発生した警報盤の故障事象を踏まえ、平成30年9月12日の原子力規制委員会の議論及び平成30年11月5日の事業者との意見交換を経て、平成30年11月21日の原子力規制委員会において警報装置故障時の対応が事業者のQMS文書に反映されること、検査グループにおいて事業者の検討状況を確認すること等が報告された。これを受けて原子力規制事務所において事業者の対応状況の確認を進めている。 平成30年10月24日の原子力規制委員会において、敷地境界付近のモニタリング設備は新規規制基準への適合確認を受けていない原子力施設についても、外部電源喪失時においても速やかに必要な電源が確保されること等が望ましいことが示された。平成30年12月5日の原子力規制委員会では、対応が未実施の発電所に対して早期に対策を実施するよう求めるとともに、その実施状況を原子力規制事務所が確認していくこととなった。これを受けて原子力規制事務所において事業者の対応状況の確認を進めている。 平成29年12月14日付けで改正された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等が施行され、保安規定に火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関することを含めることが求められることとなった。これを受けて保安検査等により事業者の対応状況の確認を進めている。 <p>(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)</p> <p>人材の確保については、実務経験者及び新規採用者の確保において目標以上の確保を達成しており、また人材育成事業も3年目を迎え各事業者の着実な事業遂行を確認しており、総じて着実に人材確保を進めていると認識。人材の育成については人材育成基本方針に基づく施策を着実に進めており、特に検査官等への資格制度及びそれに対応した教育訓練体系の整備は着実に進展しており、人材育成の仕組みの確立は順調に進んでいると認識。</p> 			

今後の取組の方向性

(規制基準の見直し)

- 最新の知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直し等の検討を行う。

(民間規格の活用)

- 民間規格の技術評価の計画を必要に応じて見直すとともに、当該計画に基づいて技術評価を行う。

(廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討)

- 2019年度中にウラン廃棄物を除く低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準等を整備する。

(安全研究の積極的な実施)

- 実施方針及び安全研究計画に沿って安全研究を実施し、事後評価に間に合わせるために論文及び報告書等の取りまとめを行う。

(安全研究の評価及び方針の策定)

- 計画的に安全研究の評価並びに安全研究の分野及びその実施方針を策定する。

(共同研究プロジェクト活動への参画)

- 二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。

- 基盤G研究職の技術力向上を目的としたJAEA安全研究センター等との共同研究を継続する。

(国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映)

- 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、安全研究、規制基準等へ反映の要否を検討する仕組み(GENERIC ISSUESタスクフォース))を運営し、最新知見を基準及び規制活動に適切に反映する。

- 原子力施設の安全性に影響を与えうる、内外の自然現象の情報収集及び分析の強化を行う。

(研究系職員の研究環境整備の拡大・推進)

- 研究系職員の研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。

- 研究に専念させるための環境の充実化を図る。

(収集・分析した情報の規制制度への反映等)

- 審査を通じ新たな規制につながる可能性のある事案の抽出を適切に行うとともに、原子力規制企画課制度班を中心とし原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図りつつ、適切に基準化の作業を進める。

- 発電用原子炉施設のデジタルI&C 問題(デジタル安全保護系の共通要因故障対策)について検討を行い、制度改正の要否等について一定の結論を得る。

- 引き続き、規制基準が改正された場合は、それに伴う審査を厳正かつ適切に実施する。

- 引き続き、基準・制度の改正等に伴う検査等を厳正かつ適切に実施する。

(人材の確保・育成)

- 確保については、引き続き定員に見合う実務経験者・新規採用者の採用を実施するとともに、人材育成事業の効果的な推進と評価を進める。

- 育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程の改善・充実化を図るとともに、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

施策名	V. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施						施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法	政策評価実施予定時期	2019年8月
施策の概要	核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。						目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議		
達成すべき目標	1. 核セキュリティ対策の強化 2. 保障措置の着実な実施 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携						担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 児嶋 洋平 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、有賀 理 保障措置室長		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				
	当初予算(a)	4,105	4,233	4,027	3,769	4,485				
	補正予算(b)	-	-	280	-	-				
	繰越し等(c)	-	▲ 701	421	280	-				
	合計(a+b+c)	4,105	3,532	4,728	4,049	4,485				
執行額(百万円)	3,352	3,250	4,367	3,979						
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価						達成		
3	IAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応 【PDCA管理番号: V.1.1.①】	第5章第1節 1項(1)、(3) 2項(1)	・平成30年11月26日から約2週間にわたりIPPASフォローアップミッションを受け入れた。 ・同ミッションの報告書案では、「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。						A	
4	職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施 【PDCA管理番号: V.1.1.②】	第5章第1節 1項(2)	・「核セキュリティ文化に関する行動指針」(平成27年1月14日)を踏まえ、原子力規制庁職員に対する研修等を実施した。						A	
5	内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査 【PDCA管理番号: V.1.1.③】	第5章第1節 1項(3)	・平成30年7月までに全ての実用発電用原子炉施設等における監視装置の設置に伴う核物質防護規定の審査を行い、認可を完了した。 ・試験研究用等原子炉施設及び使用施設等に対して個人の信頼性確認制度等を導入するため、平成31年2月に関係規則等を改正し公布・施行した。						A	

6	核物質防護検査等の厳格な実施 【PDCA管理番号: V.1.2.①】	第5章第1節 2項(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定の変更認可を約89件実施した。 ・実用炉等32施設、試験炉等24施設を対象とした核物質防護検査56件を厳正かつ適切に実施した。 ・核物質防護検査等により、関西電力株式会社大飯発電所において防護区域等の出入口に係る防護措置の不徹底が認められたことを踏まえ、平成30年12月17日に関西電力株式会社に対して核物質防護規定の遵守に係る注意文書を発出した。 ・原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威を決定し、当該脅威を事業者に提示した。 ・核物質防護検査官等の能力強化、情報共有の円滑化等を目的として、平成31年1月22日に関東核物質防護対策官事務所を本庁に統合した。 	A
7	核物質防護訓練の充実に向けた取組 【PDCA管理番号: V.1.2.②】	第5章第1節 2項(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護訓練の指標を作成し、平成30年6月に事業者に対して周知を行った。 ・事業者及び治安機関とともに、核セキュリティ事案の発生を想定した核物質防護訓練を37回実施し、核セキュリティ発生時の体制、原子力規制庁・事業者間の連携等について確認した。 	A
9	我が国の保障措置活動の着実な実施 【PDCA管理番号: V.2.1.①】	第5章第2節 1項①	<ul style="list-style-type: none"> ・IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行することができ、目標を達成した。 ・2017年(平成29年)の我が国における保障措置活動に関するIAEAの実施報告(平成30年6月公表)では、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得て、平成30年6月20日に原子力規制委員会において報告するに至り、目標を達成した。 ・原子力安全に係る措置、核物質防護に係る措置及び保障措置に係る措置が相互に悪影響を及ぼすことがないよう、それぞれの措置の調和を図りつつ、相乗的効果を発揮するための情報の有機的な活用方法について、庁内関係部局及び関係機関とともに調整し、目標を達成した。 	A
10	東京電力福島第一原子力発電所における保障措置 【PDCA管理番号: V.2.1.②】	第5章第2節 1項②	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせIAEAの要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組むことができ、目標を達成した。 ・2017年(平成29年)の我が国における保障措置活動に対するIAEAの実施報告(平成30年6月公表)では、福島第一原子力発電所に関して、保障措置拡大結論に悪影響を及ぼす記載は認められなかった。 	A
11	新たな保障措置検査項目に係る検討 【PDCA管理番号: V.2.1.③】	第5章第2節 1項③	<ul style="list-style-type: none"> ・国レベル保障措置手法が我が国に対しても策定されたことを受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別保障措置手法に付随する査察実施手順書の検討・協議を進めることができ、目標を達成した。 	A
12	我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成 【PDCA管理番号: V.2.1.④】	第5章第2節 1項④	<ul style="list-style-type: none"> ・本評価期間中に開催されたアジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)、国際保障措置シンポジウム、核物質管理学会(INMM)その他IAEAや関係機関が主催する各種のトレーニング等での発表・講演及び原子力規制委員会ホームページへの掲載を通じて、我が国の保障措置の取組について国際的に情報発信を行うことができ、目標を達成した。 ・保障措置人材の育成については、人事課及び人材育成センターと連携を図り、査察官資格認定や査察官教育訓練カリキュラムの策定を計画的に実施することができ、目標を達成した。 	A

13	原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督【PDCA管理番号: V.2.1.⑤】	第5章第2節 1項⑤	・公益財団法人核物質管理センターに対し、同センターのガバナンス体制の確立・強化の状況を適宜確認するとともに、定期的な進捗状況の確認や立入検査等を通じて、必要な指導・監督を行い、情報セキュリティ対応能力の向上を確認することができた。情報セキュリティシステムの強化については、計画的に進捗していることを確認し、目標を達成した。	A
14	原子力安全と核セキュリティの調和に係る適切な実務に向けての取組(再掲)【PDCA管理番号: V.3.1.①】	第2章第3節 1項①	(原子力規制企画課) ・信頼性確認に係る訓令の制定や庁内での情報共有を行っている。IRRSからの提言を踏まえ、安全とセキュリティの責任部門間の調整と協力に係る運用を本格的に開始した。具体的には、原子力規制委員会での議論を踏まえ、許認可申請がなされた場合、担当部署から他の措置の担当部署に照会をしてそれぞれの観点で悪影響がないか確認すること、また、検査の中で現地検査官が核セキュリティ等に関する気づき事項があった場合には本庁職員へ情報共有を行うこと等について、運用方法を明確化した。	A
目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての評価指標において目標を達成したため(11件中 S:0件 A:11件 B:0件 C:0件)
評価・分析	<p>(核セキュリティ体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ体制の強化については、核物質防護検査等を厳格に実施したほか、実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化に係る規則等の改正等を行った。IAEAのIPPASフォローアップミッションでは、「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示されており、核セキュリティ体制の強化は着実に推進していることが客観的に評価された。 <p>(保障措置の着実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、2017年(平成29年)の我が国における保障措置活動について、拡大結論を維持することができた。 福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせIAEAの要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組むことができた。 国レベル保障措置手法に基づいて国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別保障措置手法に付随する査察実施手順書の検討・協議を進めることができた。 我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進と関係機関と連携した保障措置人材の育成に寄与できた。 指定機関の業務の適確な遂行へ向けて、必要な指導、監督を行うことができた。 			
今後の取組の方向性	<p>(核セキュリティ体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査等を着実に実施するとともに、引き続き核物質防護検査等を厳格に実施する。また、核セキュリティに係る原子力規制検査関係文書の作成も含め、令和2年の新検査制度の本格運用に向けた取組を着実に進める。 <p>(保障措置の着実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA保障措置その他の国際約束について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行する。 指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にする。 			

平成30年度実施施策に係る政策評価書

施策名	VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化						施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2018	政策評価実施予 定時期	2019年8月		
施策の概要	最新の知見について、国内法令への取り込みが急務であるものを中心に調査審議を行うとともに、関係行政機関からの諮問について適切に審議を進める。 原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。						目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2018				
達成すべき目標	1. 放射線防護対策の充実 2. 危機管理体制の充実・強化											
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること											
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	担当部局・作成責任者名	長官官房 今井 俊博 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急事案対策室長 放射線防護グループ 大熊 一寛 放射線防護企画課長、長坂 雄一 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長				
	当初予算(a)	20,023	21,053	20,820	19,205	18,920						
	補正予算(b)	780	▲ 188	2,283	-							
	繰越し等(c)	1,033	894	▲ 2,282	1,784	4,608						
	合計(a+b+c)	21,836	21,759	20,821	20,989	23,528						
	執行額(百万円)	18,445	18,655	18,908	19,096							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 ----- 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成	
1	原子力災害対策指針に基づく原子力事業者による防災訓練の実施 【PDCA管理番号: I.1.】	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、平成30年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	A			
			39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所			39事業所/39事業所(見込み)		
2	全都道府県の空間線量率の公表 【PDCA管理番号: I.1.】	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の毎日9時～10時の平均の空間線量率を公表することを目標値とする。	A			
			365日分	365日分	366日分	365日分	365日分(見込み)			365日分		
3	放射線審議会の調査審議 【PDCA管理番号: VI.1.1.①】	第6章第1節 1項①	年次報告内の実績記載状況					施策の進捗状況の評価				達成
			放射線審議会事務局として、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について」の取りまとめに貢献した。 ・関係省庁連絡会を開催して適切に情報共有を行うとともに、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」(意見具申)を踏まえた関係省庁における検討状況について放射線審議会へ報告した。									A

4	原子力災害対策指針の継続的改善 【PDCA管理番号: VI.1.2.①】	第6章第1節 2項①	<ul style="list-style-type: none"> ・OIL導出の必要性等に係る検討の結果、原子力災害対策指針の改正を行うとともに、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすを取りまとめた。 ・「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正を行うとともに、これに関連して原災指針の改正を行った。 ・さらに、目標を上回り「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」及び関連する原災指針の改正についても検討を開始した。原子力規制庁として、「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」を設け、医学的見地等に基づいた所要の検討を行い、平成31年4月頃を目途に報告書を取りまとめる予定である。 	S
5	放射線防護に係わる安全研究の推進 【PDCA管理番号: VI.1.3.①】	第6章第1節 3項①	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施した。 ・平成31年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。 	A
6	原子力施設周辺等における緊急時モニタリング体制の充実 【PDCA管理番号: VI.1.4.①】	第6章第1節 4項①	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいては、マスターデータの整備及び各システム間の統一的な情報連携を目的とした整備を実施した。さらに、令和2年度に予定している次期システムの整備・運用に向けて、システムの要件定義を行い、調達手続きを開始した。 ・緊急時における航空機モニタリングについては、平成30年8月の原子力総合防災訓練において、防衛省と連携して対象地域について実施する等、関係省庁との連携を強化した。 ・地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施した。「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」については、前年度より訓練の実施総数を増やし、訓練機会の充実を図った。また、今後の訓練の高度化のために、仮想データを用いた実践的な机上訓練を試行した。 	A
7	全国の中環境中の放射線等の測定 【PDCA管理番号: VI.1.4.②】	第6章第1節 4項②	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等と連携して確実に測定・監視等をした。また、適切なモニタリング体制を確保するため設備等の更新を順次実施した。 ・平成30年2月15日に規制庁が直接管理するポストとして対馬・与那国に設置したモニタリングポストについて、異常値検出時に地元警備会社等がサーベイメータで測定することも含めた保守管理体制を整備した。原子力規制事務所業務要領を改訂し、国外原子力事象への対応を上席放射線防災専門官の業務として位置づけた。 	A
8	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施(再掲) 【PDCA管理番号: VI.1.4.③】	第3章第4節 1項①	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省、地方公共団体等と連携して大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、平成29年度までの測定結果については順次データベース化し遅滞なく公表した。 ・平成30年10月にIAEAと共同で福島原発周辺で海洋試料の採取を行い、前処理及び試料分割を実施した。また、この共同事業の実施について、事前及び事後に報道発表した。年度内に日本とIAEAで放射能分析を行い、相互比較評価を行う予定。なお、平成29年度の結果は、IAEAにおいて報告書の取りまとめ中であり、年度内に国際社会へ情報発信される予定。 ・リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに関する住民説明会(15自治体、18回開催)を実施した。 ・リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについては、住民説明会等での御意見を踏まえて検討した結果、実際の再配置は行わなかったためB評価としたが、当初目標の設定が難しいものであった。 	B
9	原子力艦寄港地の放射線モニタリング【PDCA管理番号: VI.1.4.④】	第6章第1節 4項④	<ul style="list-style-type: none"> ・米国原子力艦が寄港する3港(横須賀港、佐世保港、金武中城港)において、原子力艦の出入港時及び寄港時に海上保安庁等関係機関と連携し、空間線量率の測定及び海水等の放射能分析を実施するとともに、原子力艦寄港の有無にかかわらず、定期的に放射能調査を実施した。原子力艦の出入港時及び寄港時の結果は原子力規制委員会のホームページで毎日公表を行い、平成29年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。 ・横須賀については、1局舎の更新工事を実施し、3月に完成させた。また、新たに2局舎の更新工事に係る設計を実施し、うち1局舎については工事契約を結び更新を進めた。佐世保については、1局舎の更新工事に係る設計を実施し、その後工事契約を結び更新を進めた。 ・緊急時モニタリング計画の策定及び機能訓練に係る検討並びにこれらに関する関係自治体との調整を進めた。緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの取扱について、緊急時モニタリング要員に対し年度内に研修を行った。 	A

10	モニタリングの技術的事項の検討 【PDCA管理番号: VI.1.4.⑤】	第6章第1節 4項⑤	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月及び平成31年1月に「環境放射線モニタリング技術検討チーム」を開催し、放射能測定法シリーズNo.24の改訂について検討を実施し、平成31年4月に改訂版を策定した。また、併せて放射能測定法シリーズNo.7の改訂の方向性について、平成31年3月に検討を行った。 公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)が、個人線量測定サービスの認定プログラムについて開発を終え、平成30年7月から測定サービス事業者の認定申請の受付を開始し、事業者3社から認定申請があった。 検討チームにおいて「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」に盛り込むべき解説について検討し、その結果を踏まえ、同資料に解説を追加する予定。 放射能測定法シリーズの改訂については、2本の予定であった改訂が1本にとどまったためB評価とした。これは、対外的要因により公表時期を遅らせたことによるものであり、改訂作業に遅延等は見られなかった。 	B
11	平時における危機管理体制の明確化・体系化 【PDCA管理番号: VI.2.1.①】	第6章第2節 1項①	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月1日付けで新たな訓令を制定し、緊急時に対応する各機能班長を含む職員約340名に対して指名の通知を行い、対象職員の平時及び緊急時の職務並びに指揮命令系統を明らかにし、業務としての位置づけを明確化した。 業績評価において、緊急時対応業務に関する目標設定及び期末評価を導入し、評価・改善を体系的に実施できる仕組みを整備した。 年間の訓練・研修スケジュールを整理することにより、機能班ごとに参加すべき訓練・研修を事前に周知した。 	A
12	危機管理対応に関するマニュアルの整備 【PDCA管理番号: VI.2.1.②】	第6章第2節 1項②	<ul style="list-style-type: none"> 各種事案に対する初動対応の見直しとして、原子力艦による原子力災害への対応体制について放射線環境対策室とともに検討し関連マニュアルを改正した。また、放射性同位元素の使用等における事故・トラブルへの対応体制について放射線規制部門とともに検討し関連マニュアルを策定した。 首都直下地震時の対応として、代替ERCへの移転に係る判断プロセスの検討や代替ERCに移転するまでの活動を補完する敦賀規制事務所における資機材の整備、福井地域の規制事務所職員に対する教育・訓練の実施など、首都直下地震発生時の蓋然性を考慮し、具体的な対応内容や手順の検討を進めるとともに、必要な資機材の整備を図った。 	A
13	防災訓練における機能強化の充実 【PDCA管理番号: VI.2.1.③】	第6章第2節 1項③	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練に関連する段階的な訓練や緊急時通信訓練、原子力事業者防災訓練との連携訓練など、月1回以上の訓練機会を提供し、危機管理対応業務に携わる関係職員の能力の維持向上を図った。 原子力総合防災訓練等の結果を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等について、月1回程度の頻度で実施した。 オンサイト総括やERCプラント班の訓練・研修を体系整理するとともに、事業者防災訓練の機会を捉え、官邸プラント班の活動やサイクル関連施設の訓練も含めた訓練スケジュールを構築し、対象職員の訓練参加を促した。 	A
14	原子力事業者防災訓練に関する評価の充実 【PDCA管理番号: VI.2.2.①】	第6章第2節 2項①	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者防災訓練報告会等の結果を踏まえ、実用炉に対する評価のための業務マニュアル及び評価指標について必要な見直しを行うとともに、核燃料施設等における事業者防災訓練の評価指標を新たに策定し、運用を開始した。 訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、平成29年度に試行した発電所の緊急時対策所等の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練を踏まえ平成30年度の方針について検討し、各発電所において訓練を実施するなど、原子力事業者の緊急時対応能力の向上に取り組んだ。 稼働中の発電所に関して、事業者が作成する原子力災害時の対応に係る資料集をERCに備え付け、勉強会を開催し共有を図った。 	A
15	原子力災害対策に関する関係省庁等との連携 【PDCA管理番号: VI.2.2.②】	第6章第2節 2項②	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策に関する関係省庁等との連携を図るための原子力災害対策中央連絡会議については、議論すべき内容や開催方法・開催頻度、情報共有の在り方に関する検討に時間を要したため、年度内に開催の見込みであった会議の開催を延期した。 原子力災害対策地域連絡会議については、平成30年度は合計10回開催し、原子力事業所における安全対策や訓練状況等の応急対策、地域連絡会議の取組状況及び実動機関の対処計画等の原子力事業所に対する支援について情報を共有し、関係機関の連携強化を図った。 	B
16	危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化 【PDCA管理番号: VI.2.3.①】	第6章第2節 3項①	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末に統合原子力防災ネットワークシステムの賃借の期限を迎えることから賃借延長および平成31年度の完成に向けてシステム更新を開始した。その際に利用者からの意見も踏まえ、TV会議操作卓追加等の利便性向上も図った。そのほか緊急時対策支援システムにおいては、平成31年度に予定しているシステム更新に向けて、新規制基準適用炉を重点対象として機能強化を図る次期システムの要件定義を行い、調達手続きを開始した。 また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいては、マスターデータの整備及び各システム間の統一的な情報連携を目的とした整備を実施した。さらに、平成32年度に予定している次期システムの整備・運用に向けて、システムの要件定義を行い、調達手続きを開始した。 	A

目標達成度合いの測定結果	各行政機関共通区分	相当程度進展あり(B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため (16件中 S:1件 A:12件 B:3件 C:0件)
評価・分析	<p>(放射線防護対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会事務局として、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について」の取りまとめに貢献し、今後緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況で技術的基準を策定することが必要となる状況に対し備えることができた。 原子力災害対策指針を改正し、原子力災害対策の目標に係る記述について国際的な考え方との整合を図るとともに、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすをとりまとめ、同指針の適切な理解に努めた。 「原子力災害拠点病院等の施設要件」に関して課題を抽出し、基幹高度被ばく医療支援センターを新設する等、同要件及び原災指針の改正を行い、おおむね3年ごとに行う施設要件への適合確認に備えることができた。 さらに、目標を上回り「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」及びそれに関連した原災指針の改正について検討を開始した。 平成30年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施し、放射線源規制・放射線防護による安全確保のための調査・研究を体系的・効率的に推進した。 <p>(放射線モニタリングの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングセンターに係る訓練や、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの整備運用に向けた要件定義を行い調達手続を開始するなど、原子力施設周辺等における緊急時モニタリング体制の充実が行われた。 また、環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視、「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリング、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリングを実施し、それらの情報を公表した。 リアルタイム線量測定システムの配置の見直し方針に係る住民説明会を実施した。 さらに、「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、モニタリングの技術的事項を検討した。 これらにより、放射線モニタリングの充実が着実に図られていると認識。 <p>(危機管理体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の危機管理体制の充実・強化として、対象職員の指名や業績評価を通じ、平時における危機管理体制・指揮命令系統を明確化することができた。また、各種事案への対応に関するマニュアルの整備・見直しを行うとともに、原子力総合防災訓練や事業者防災訓練等の機会を通じ定期的に様々な訓練を実施し、更なる運用の改善、能力の向上につなげた。 原子力事業者防災の強化に当たっては、前年度の訓練の評価結果を踏まえ、評価指標や評価のための業務マニュアルを最適なものとして整備した上で今年度の訓練の評価を行い、事業者の能力向上を促した。また、昨年度試行した発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、さらに検討を深めた上で実施し、次年度における訓練実施計画の検討につなげることができた。 緊急時対応のための通信ネットワーク設備・システムの強化として、緊急時対策支援システムを含めた統合原子力防災ネットワークシステム及び緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、利用者からの意見も踏まえ利便性の向上に努めるとともに、次期システムの着実な更新に向けて、調達手続きや工事を開始した。 			
今後の取組の方向性	<p>(放射線防護対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の審議に当たっては、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を関係省庁と共有することにより、関係省庁との連携を一層充実していく。 眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について、引き続き関係省庁に取り入れのための取組を促す。 放射線審議会の課題の1つであるICRP2007年勧告に関する検討課題について、円滑な検討が進むよう調査等を行う。 原災指針について検討し、所要の改正を行う。 放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、前年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。 <p>(放射線モニタリングの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングセンターに係る訓練や、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムのシステム構築を着実に実施し、原子力施設周辺等における緊急時モニタリング体制の充実を行う。 引き続き、環境中の放射線及び放射性物質の水準を測定・監視、「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリング、原子力寄港地の環境放射線モニタリングを確実に実施し、それらの情報を遅滞なく公表する。 リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについて、住民や自治体からの意見なども踏まえ、令和元年5月29日の原子力規制委員会で決定した今後の方針に基づき、必要な予算措置等を講じる。 さらに、「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、モニタリングの技術的事項について検討を行い、「放射能測定法シリーズ」の改訂版の策定等を進める。 <p>(危機管理体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の危機管理体制の充実・強化について、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、蓋然性の高い事案への初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを行う。引き続き、年間を通じて様々な訓練を実施し、危機管理体制・指揮命令系統の更なる充実、運用の改善、能力の向上につなげる。 原子力事業者防災の強化に当たっては、訓練報告会において、今年度の訓練の評価結果について事業者と意見交換を行い、事業者の能力向上を目指す。また、必要に応じ、評価指標や評価のための業務マニュアルを改良する。さらに、発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、今年度の実施結果及び検討結果を訓練実施計画に反映し運用を開始する。 緊急時対策支援システムを含めた統合原子力防災ネットワークシステム及び緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、引き続き、次期システムの着実な更新に努める。 			